

北海道告示第 11395 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により令和 8 年 1 月 5 日までに北海道留萌振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

令和 7 年 8 月 27 日

北海道知事 鈴木 直道

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

DCM ニコット天塩店

天塩郡天塩町新地通 10 丁目 1466-196

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

DCM ニコット株式会社 代表取締役 和泉 修

札幌市厚別区厚別中央 3 条 2 丁目 1 番 1 号

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗の名称

(変更前) ホーマックニコット天塩店

(変更後) DCM ニコット天塩店

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ホーマックニコット 代表取締役 氏家 智

札幌市厚別区厚別中央 3 条 2 丁目 1 番 40 号

(変更後) DCM ニコット株式会社 代表取締役 和泉 修

札幌市厚別区厚別中央 3 条 2 丁目 1 番 1 号

ウ 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ホーマックニコット 代表取締役 氏家 智

札幌市厚別区厚別中央 3 条 2 丁目 1 番 40 号

(変更後) DCM ニコット株式会社 代表取締役 和泉 修

札幌市厚別区厚別中央 3 条 2 丁目 1 番 1 号

(4) 変更の年月日

上記(3)ア 店舗名称 令和 3 年 3 月 1 日

上記(3)イ 住所 令和 6 年 7 月 1 日 代表者の氏名 令和 7 年 3 月 1 日

上記(3)ウ 住所 令和 6 年 7 月 1 日 代表者の氏名 令和 7 年 3 月 1 日

(5) 変更する理由

上記(3)ア 大規模小売店舗の名称変更のため

上記(3)イ 本社の住所変更及び代表者の氏名変更のため

上記(3)ウ 本社の住所変更及び代表者の氏名変更のため

2 届出年月日

令和 7 年 8 月 5 日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道留萌振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

令和7年8月27日（水）から令和8年1月5日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に
関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日
までを除く。）

(3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで